

きのくに線わかやま線
サイクルトレイン
応援隊

ご応募お待ちしております！

4期生募集期間

2025.4.11 まで
@cycletrain_jrw

【応募資格】

18歳以上で日本在住の方うち、本要綱に同意いただける方

【応募方法】

JR西日本和歌山支社お客さま窓口のメールアドレス

(info-wakayama@westir.co.jp) に以下の内容をお送りください。

- ・氏名
- ・年齢
- ・お住まいの都道府県
- ・サイクリング歴
- ・活動への意気込み（一言）

※選考結果は追ってご連絡いたします。

【活動期間】 2025年5月～2025年11月（7カ月）

【応募人数】 若干名

【活動内容】

- ・期間中に、5回以上SNSにて「きのくに線わかやま線サイクルトレイン」および「和歌山県」の魅力を発信
- ・期間中に「きのくに線サイクルトレイン」「きのくに線サイクルトレインプラス」「わかやま線サイクルトレインプラス」「特急くろしおサイクル」の、いずれか1回以上乗車すること

【注意事項】

必ず次項の「きのくに線わかやま線サイクルトレイン応援隊認定要綱」を一読ください。

「きのくに線わかやま線サイクルトレイン応援隊」認定要綱

きのくに線わかやま線サイクルトレインの魅力発信と、「サイクリング王国わかやま」としてサイクリングによる沿線の活性化を図るため、西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社（以下「弊社」という）は、以下のとおり、きのくに線わかやま線サイクルトレイン応援隊（以下「応援隊」という）として認定する。

（設置）

第1条 弊社は、きのくに線わかやま線サイクルトレインの魅力発信と、「サイクリング王国わかやま」としてサイクリングによる沿線の活性化を目的として、応援隊を設置する。

（活動内容）

第2条 応援隊は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) きのくに線わかやま線サイクルトレインの主体的な広報活動に関する事
- (2) 弊社が主催又は後援するサイクルイベント等への参加・協力に関する事
- (3) その他、弊社が必要と認める活動に関する事

（投稿）

第3条 弊社は、応援隊が広報活動として投稿した画像を、応援隊の許可を得ず使用できるものとする。なお、弊社が応援隊に対し、投稿に関して削除依頼を行なった場合、応援隊は速やかに対応しなければならない。その際、応援隊は弊社に対し、投稿に関する責任を一切問うことができない。

（認定の申請）

第4条 応援隊の認定を受けようとする者（以下「申請者」という）は、きのくに線わかやま線サイクルトレイン応援隊認定申請書（様式第1号）を弊社に提出しなければならない。

（認定の通知）

第5条 弊社は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適切であると認められるときは、申請者を応援隊として認定し、「きのくに線わかやま線サイクルトレイン応援隊認定証」により通知するものとする。

（報酬等）

第6条 弊社は、応援隊の活動に対する報酬及び交通費等の経費は支給しない。

（禁止行為）

第7条 応援隊は、次に掲げる行為及びその恐れがある行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 応援隊の地位を営利目的で使用する行為
- (3) 他人を誹謗中傷する行為
- (4) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為
- (5) 前4号に掲げるもののほか、弊社が応援隊として不適切と認める行為

（認定の変更）

第8条 応援隊は、第4条により申請した内容に変更がある場合は、速やかにきのくに線わかやま線サイクルトレイン応援隊内容変更届（様式第2号）を弊社に提出しなければならない。

（認定の解約）

第9条 弊社は、応援隊認定期間中であっても応援隊が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条による認定を解約することができる。

- (1) 応援隊から辞任の届出があったとき
- (2) 第7条各号に掲げる禁止行為を行ったとき
- (3) その他、弊社が認定を解約することが適当であると認めたとき

- 2 前項第1号の届出は、きのくに線わかやま線サイクルトレイン応援隊認定解約願（様式第3号）によるものとする。
- 3 弊社は、第1項により認定を解約するときは、当該応援隊に対し、「きのくに線わかやま線サイクルトレイン応援隊認定解約通知書」により通知するものとする。
- 4 弊社は、第1項による認定の解約について、一切の責任を負わない。

（守秘義務）

第10条 応援隊は、活動上知り得た弊社の秘密情報（応援隊の活動にあたり知り得た弊社の営業上、技術上その他一切の情報（文書、口頭、電磁的記録媒体、電子的記録媒体、その他一切の媒体への複製物を含む））を他者に漏らしてはならない。なお、認定の解約後も同様とする。

（免責事項）

第11条 応援隊が第2条各号に規定する活動の範囲を逸脱する行為、第7条各号に掲げる禁止行為を行ったことにより第三者に損害等を与えた場合は、当該応援隊が全ての責任を負うこととし、弊社は一切の責任を負わない。

（反社会的勢力でないことの誓約）

第12条 応援隊（法人である場合には役職員、自己の代理人若しくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含む。）は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」という）でないことを確約する。

2 応援隊は、反社会的勢力に該当しないこと、及び次の各号に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

3 応援隊は、自ら又は第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為を行わないことを誓約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて弊社の名誉・信用を毀損し、又は弊社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

4 応援隊が本条に違反し、弊社が応援隊の認定を取り消した場合、応援隊に損害が生じたとしても、これによる一切の損害賠償責任を弊社は負わないことを了承する。また、弊社が被った損害の賠償請求を応援隊に行うことができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、弊社が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、2025年5月1日から施行する。

きのくに線わかやま線サイクルトレイン応援隊申請書

西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社 宛

氏名（直筆署名）

「きのくに線わかやま線サイクルトレイン応援隊」認定要綱に承諾し、認定要綱第4条の規定により申請します。

フリガナ 氏名			
生年月日			
住所	〒		
SNSアカウント ※公開アカウントのみ	Instagram		
	X		
	その他		

年 月 日

きのくに線わかやま線サイクルトレイン応援隊内容変更届

西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社 宛

氏名（直筆署名）

「きのくに線わかやま線サイクルトレイン応援隊」認定要綱に承諾し、認定要綱第8条の規定により申請します。

フリガナ 氏名			
生年月日			
住所	〒		
SNSアカウント ※公開アカウントのみ	Instagram		
	X		
	その他		

年 月 日

きのくに線わかやま線サイクルトレイン応援隊解約届

西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社 宛

氏名（直筆署名）

「きのくに線わかやま線サイクルトレイン応援隊」認定要綱に承諾し、認定要綱第9条により申請します。

解約理由		
SNSアカウント ※公開アカウントのみ	Instagram	
	X	
	その他	